

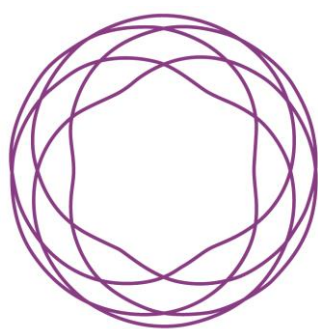
「地域未来牽引企業」ロゴマーク使用規約

2017年12月22日 地域経済産業グループ 地域未来投資促進室 決定
地域未来投資促進室長

1. 目的

「地域未来牽引企業」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」といいます。）は、「地域未来牽引企業」に選定された企業等が、「地域未来牽引企業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 「地域未来牽引企業」ロゴマークについて



 地域未来牽引企業

地域未来牽引企業

「地域未来牽引企業」は、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの要を担っており、地域経済牽引事業の中心的な担い手候補である企業を選定する経済産業省が実施している事業です。

本ロゴマークは、「地域未来牽引企業」のシンボルとして活用するために作成しました。

3. ロゴマークの使用

- （1）「地域未来牽引企業」に選定された企業（以下、「選定企業」）は、ロゴマークを使用して広報活動や販売促進活動を展開することができます。
- （2）選定企業は、「使用規約同意書」を経済産業省に提出することにより、ロゴマークを無償で使用することができます。「使用規約同意書」の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに経済産業省に報告してください。
- （3）選定企業は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。

(4) 選定企業が、「地域未来牽引企業」の取り消しを受けた場合、当該選定企業はロゴマークを使用することができません。

(5) 選定企業は、ロゴマークを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工は加えないでください。さらに、次のような使用をすることはできません。以下のような不正な使用をおこなった場合は、ロゴマークの使用の取り消し、停止などの措置をとることがあります。

①法令や公序良俗に反する方法で使用する

②その他、「地域未来牽引企業」の趣旨に明らかに反するような方法で使用する

(6) 選定された企業以外は、ロゴマークを使用することができません。ただし、「地域未来牽引企業」の取組を広く広報することを目的としてメディア関係者等が使用する場合など、経済産業省の許諾がある場合には、この限りではありません。

4. 使用状況の報告

経済産業省は、ロゴマークを使用している選定企業に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

5. 規約の改定

本使用規約は、経済産業省により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。